

平成 2 8 年度 第 8 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成28年度第8回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開会日時 平成28年11月15日(火) 午後2時07分
3. 閉会日時 平成28年11月15日(火) 午後2時45分

4. 出席委員(24名)

1番	箕輪展忠君	2番	沢目喜代人君
4番	竹浦寿広君	5番	竹ヶ原重義君
6番	漆畑敏男君	7番	宮本正志君
8番	畠山新市君	9番	中野渡稔君
10番	赤崎和夫君	11番	北上稔君
12番	國分弘志君	13番	甲田稔君
14番	豊川洋人君	16番	小川正孝君
17番	新屋敷より子君	18番	杉山秀明君
19番	力石堅太郎君	20番	米田一典君
22番	佐々木君信君	23番	畑山喜太郎君
24番	漆坂政行君	25番	下久保トキ子君
26番	野崎さち子君	27番	中野均君

5. 欠席委員(2名)

15番	古舘成光君	21番	山崎誠一君
-----	-------	-----	-------

6. 欠員(1名)

3番

7. 会議に付した案件

報告第39号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第40号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第41号	農地の転用事実に関する照会について
報告第42号	農地等の現況について（十和田市）
報告第43号	農地等の現況について（土地改良区）
議案第44号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第45号	相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
議案第46号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第47号	農地法第5条第1項の規定に基づく事業計画変更承認申請に係る意見について
議案第48号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

11番 北上 稔 君 12番 國分弘志 君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	野 田 健 治	事務局 次 長	市 澤 新 吾
事務局 振興係長	力 石 浩 暢	事務局 農地係長	越 田 守
事務局 主任主査	野 月 明 久	事務局 主任主査	山 崎 和 也
事務局 主 査	中 村 俊 文	事務局 主 事	江 渡 俊 裕

10. 書 記

事務局主任主査 野 月 明 久

議 長（中野均君）本日の欠席通告者は15番 古館 成光委員、21番 山崎 誠一委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただいまより、平成28年11月7日告示招集いたしました平成28年度第8回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（中野均君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。
11番 北上 稔 委員、12番 國分 弘志 委員を指名いたします。

議 長（中野均君）会議書記には野月明久君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（中野均君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。
総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（中野均君）次に報告第39号について事務局から報告いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、1ページをお願いいたします。報告第39号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページをお願いいたします。今回は5件で、合意解約によるものでございます。33番と34番は借人が同一人でございます。今後貸借を予定しているということでございます。35番は16ページの64番で3条申請による貸借がございまして、36番は自ら耕作するというところでございます。3ページの37番でございます。今後、農地中間管理機構への貸借を予定しているということでございます。以上でございます。

議 長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (中野均君) なしと認めます。よって報告第39号を報告済みといたします。

議長 (中野均君) 次に報告第40号について事務局から報告をいたします。

事務局長 (野田健治君) 4ページをお願いいたします。報告第40号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。5ページから7ページでございます。今回は10件で、全て相続による取得でございます。あっせんの希望はありません。70番と71番は自ら耕作するものです。なお、71番には一部、農業用施設として利用されているものが含まれているものでございます。なお、72番は一部貸借中であり、他は自ら耕作するものでございます。6ページをお願いいたします。73番は一部が貸借中となっており、他は自ら耕作するものです。74番と76番及び77番は自ら耕作するものです。75番は共有持分がございしますが、その共有持分の相続を受けたものです。他の共有者が耕作するということでございます。7ページをお願いいたします。78番は、一部は自ら耕作するものですが他は受委託ということでございます。79番は自ら耕作するものです。以上でございます。

議長 (中野均君) 報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (中野均君) なしと認めます。よって報告第40号を報告済みといたします。

議長 (中野均君) 次に報告第41号について事務局から報告をいたします。

事務局長 (野田健治君) 8ページをお願いいたします。報告第41号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。9ページでございます。今回の照会件数は2件2筆で現地調査は11月7日に実施し、法務局への回答は11月9日に行っております。27番ですが、吾郷集落を過ぎて切田方面に向かう主要地方道十和田三戸線と赤沼方面へ向かう県道中ノ渡十和田線の分岐点から、赤沼方面に向かって約1キロメートル進んだところの道路の北側になります。築40年を経過した住宅の一部がはみ出しており、住宅を囲む形で南側は庭木などの植栽、北側には30年経過した物置小屋があることから非農地と回答しております。28番は閉校となった上切田小学校の校庭側から南に向かい、東西に走る市道の交差

点から南に170メートル進んだところから西に30メートル進んだところの道路の南側です。20年以上前に申請地の南側に位置する住宅を申請者の父親が買受けた際に、すでに住宅への進入路と駐車場及び法面になっていたということから非農地として回答したものです。なお、農用地域内となっておりますので、地目変更後は速やかに除外の手続きをするよう指導して参ります。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第41号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第42号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）10ページをお願いいたします。報告第42号、農地等の現況について、十和田市。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。11ページでございます。今回の照会件数は3件9筆となっております。現地調査は11月7日に実施し、十和田市への回答は11月9日に行っております。2番でございますが、①の場所ですが大沢田池ノ平の交差点から芋久保集落に向かって、芋久保集落の佐川酒店からさらに東に1.9キロメートル進んだ道路の北側になります。②は同じく佐川酒店から東に約1.2キロメートル進んだところから南に150メートル進んだ道路の西側になります。③及び④は洞内方面から芋久保方面に向かう市道から大沢田集落内に入る市道を東に800メートル進んだところから、大深内中学校に向かう道路の途中、砂土路川に架かる橋を渡る手前の道路を東に700メートルほど進んだ北側の場所です。いずれも長芋や水稻などを作付した状況が確認されたことから、農地と回答しております。3番は、指久保集落内の集会所から漆畑集落に向かう道路を150メートルほど進んだところから、南に100メートル入った道路の東になります。①及び②は草地に牛を放牧していることから農地として回答しておりますが、③につきましては山林となっているため非農地として回答しております。4番は、3番の土地の北側に隣接した場所で、農作物を作付した跡が確認されることから農地として回答しております。以上でございます。

議長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時16分

（事務局から照会のあった土地の所有者について説明する。）

再開 午後2時16分

議長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第42号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第43号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）12ページをお願いいたします。報告第43号、農地等の現況について、土地改良区。十和田土地改良区から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。13ページをお願いします。今回の照会件数は1件2筆となっております。現地調査は11月7日に実施し、十和田土地改良区への回答は11月9日に行っております。1番の①でございますが、場所は旧上切田小学校の西側道路を沢田方面へ約200メートル進み、さらに西へ400メートル進んだ道路の南側になります。②は、同じく旧上切田小学校正門前の道路を西へ160メートル進んだ道路の南側になります。当該現地につきましては、現地確認により、田として管理されているということから農地と回答しております。以上でございます。

議長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時18分

（事務局から照会のあった土地の所有者について説明する。）

再開 午後2時19分

議長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第43号を報告済みといたします。

議長（中野均君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第2班で、調査員は竹ヶ原班長、力石委員の2名です。11月7日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴き取り調査を行っております。

議長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時20分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時20分

議長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（中野均君）次に議案第44号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）14ページでございます。議案第44号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査と聴き取り調査の結果について報告願います。5番 竹ヶ原 重義 委員、お願いします。

報告委員（竹ヶ原重義君）5番、竹ヶ原です。それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は13件で、うち所有権移転が7件、賃借権設定が5件、使用貸借による権利の設定が1件です。所有権移転5件のうち、申請番号62番から64番は売買で、すべて相手方要望によるものです。申請番号65番と66番は贈与で、65番は親戚へ、66番は母から子へ贈与するものです。申請番号67番と68番は交換で、譲受人と譲渡人がそれぞれ農地を2筆ずつ交換するものです。次に賃借権についてですが、申請番号62番から66番の5件について、すべて労力不足によるものです。使用貸借は申請番号67番の1件で、労力不足により、親と別世帯の子との間で、使用貸借するものです。賃借権の62番と63番の借人は同一人で、新規就農です。労働力、農機具及び営農計画等について聴き取りをしたところ、特に問題はありませんでした。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告いたします。

議長（中野均君）竹ヶ原委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、調査員の報告に補足的にご説明をさせていただきます。15ページでございます。62番と63番の譲渡人は同一人となっております。64番は現在、当事者間で賃貸借している農地について売買するものでございます。66番は譲受人が持分を3分の2保有しております、残り持分3分の1を贈与により単有となるものでございます。67番と68番は耕作を効率的に行うための交換ということでございます。16ページをお願いいたします。64番でございますが、2ページの35番で合意解約したのですが、解約前はこの借人の父親が借りていたものを改めて子が借り受けるというものでございます。17ページでございます。66番は基盤強化促進法での貸付期限到来により再設定をするということでございます。67番は別世帯の親子間での貸借ということで、借人は日常的に農業に従事しているということが認められることから、自作地が0ということであっても新規就農扱いをしないということでございます。所有権移転の62番から68番まで及び貸借の62番から67番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（米田一典君）はい。

議長（中野均君）20番、米田委員

委員（米田一典君）ちょっと、教えてくださいね。賃借権の62番と63番、賃貸借1年間です。新規就農ということありますけども、この新規就農で何を1年作付するんですかね。それで継続するとかという希望なり、そういうのが無いんですか。そういうのも新規就農で認めるんですか。

議長（中野均君）越田係長。

事務局員（越田守君）農地係長の越田です。ご質問について回答いたします。営農計画書では、にんにくの作付と計画がなされております。以上でございます。

議長（中野均君）はい、事務局長。

事務局長（野田健治君）実は現在、現地調査した時に、現在、もうすでに、にんにくが作付されておりました。このにんにくにつきましては、この借人のですね、かたが実際に作付したということを確認しております。多分1年間ということで

ございますけども、1年間やって、その後の件につきましては、おそらく、にんにくをやっているということですので、継続して借りるものと考えておりますけども、聴き取りの段階では営農が継続されるということが認められた、その聴き取りをしているということで、新規就農として認めているものでございます。以上です。

議長（中野均君）米田委員、よろしいでしょうか。

委員（米田一典君）いいですか。

議長（中野均君）はい。

委員（米田一典君）今までの慣例と言えればあれなんですけども。大体、新規就農3年の計画、出荷出せますよね。3年間の。新規・実績報告書と言うんですか。普通は1年で新規就農を認めるということ自体が。で、にんにく仮にやったとしても2年ですよね。ですので、その調査する、いいですか、調査の内容がちょっとおかしいんじゃないですか。

議長（中野均君）はい、事務局長。

事務局長（野田健治君）新規就農に関しましては、3年の、その実績報告ということをお求めしております。ですので、これは聴き取りの際に3年間その報告がありますよということは、ご本人に確認しているところでございます。たまたま、ここには1年間となっておりますけども、ここら辺は事務的にですね、ちょっとチェックしていない部分でございますけども、基本的には3年間、報告してもらおうということで本人は納得しております。なお、実はこの土地2筆でございますけども、ご本人が営農に関して、ある意味意欲的な方でございます。若い方でございますけども、農業委員会に届け出ている貸借の情報でございますけども、その中から適当な土地が無いかということをご本人が確認された中から、この農地が貸出しされてるということでございますので、本人の営農意欲も鑑みて新規就農として認めたというところでございます。以上です。

委員（米田一典君）はい、わかりました。じゃ、もう1回あれですが、この1年間の部分をミスプリントではないですけども、訂正してですね、報告願います。

議長（中野均君）事務局長。

事務局長（野田健治君）今のご指摘あったとおりでございます。この1年間をですね、ご本人に再度確認して、3年間の営農の実績を含めているということから、3年間の許可ということで再度確認させていただきます。以上でございます。

議 長（中野均君）次の回で報告してよろしいでしょうか。

委 員（米田一典君）はい。

議 長（中野均君）そういうふうにしますので、よろしくお願いします。

議 長（中野均君）その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第44号は許可することに決定いたしました。

議 長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時30分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時30分

議 長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議 長（中野均君）次に議案第45号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）18ページをお願いいたします。議案第45号、相続税の納税猶予に関する適格者の証明について。租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、別紙の農地等の被相続人及び相続人について、その適格者であることを証明することについての承認を求める件でございます。19ページでございます。今回の案件は相続税の納税猶予を受ける特例農地について、被相続人が死亡の日まで農業を営んできていること、また、相続人が農業経営を開始し、その後も引き続き、農業経営を行うことが認められる場合において、特例の適用要件に該当するということとして承認するものでございます。2番でござ

いますが、特例適用農地3筆につきましては、平成28年1月4日に相続開始となり、平成28年10月25日に相続登記、同日付で証明願いが提出されたものです。11月7日の現地調査により、農地として適正に管理されていることが認められております。今後とも農地として継続的に利用されていくことが見込まれることから、適用要件を満たすものと判断します。以上でございます。

議 長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第45号は承認することに決定いたしました。

議 長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時32分

議 長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議 長（中野均君）次に議案第46号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）20ページをお願いいたします。議案第46号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議 長（中野均君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。19番 力石 堅太郎 委員、お願いします。

報告委員（力石堅太郎君）それでは、報告いたします。11月7日午後に、竹ヶ原委員と

私の2名で、会長室において農用地利用調整会議を行いました。聴き取り調査を実施し、あっせん件数は所有権移転3件でございます。申請地はすべて、農業振興地域内の農用地区域内の農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。申請番号21番と22番の農地は、負債整理を目的として売買するもので、申請番号23番は、労力不足による売買です。これら3件の農地は、所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めました。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）力石委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、補足的にご説明させていただきます。21ページの23番につきましてですが、当事者間で従来、平成24年の4月から基盤強化促進法により貸借している農地について、今回売買というものでございます。今回申請のあった所有権移転3件につきましては、調査書のとおりで農業経営強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第46号は要請することに決定いたしました。

議長（中野均君）ここで、暫時休憩します。

休憩 午後2時35分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時35分

議長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（中野均君）次に議案第47号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）22ページでございます。議案第47号、農地法第5条第1項の規定に基づく事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。23ページでございます。本議案につきましては、本年5月16日に開催された平成28年度第2回十和田市農業委員会総会で、議案第10号でございましたが、第5条申請により自己住宅建築に係る事業計画が承認され、別紙の6に記載のとおり、平成28年6月10日付指令第1243号をもって許可されたものです。変更承認申請書は、平成28年10月25日に受理しており、変更内容は自己住宅建築及び車庫となっております。場所は主要地方道三沢十和田線沿いの、ひがしの一丁目にある高野税理士事務所から北に450メートル進んだところにある、センサ工業株式会社第一工場の道路を挟んで東側になります。事業計画変更理由についてですが、3に記載のとおり、当初、自己住宅建築に付随して車庫を建築する予定でありましたけども、宅地に接する道路幅が狭く、車庫からの出庫の際、視界不良となり危険であるということから車庫建築を取りやめて物置建築に変更したということでございます。ちなみに車庫建築を取りやめた場合に、構築物が自己住宅建築とのみになり転用の許可基準となる建ぺい率が20パーセントを割るということから、物置小屋建築により基準を満たすこととなります。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第47号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第48号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君） 24ページでございます。議案第48号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴き取り調査の結果について報告願います。19番 力石 堅太郎 委員、お願いします。

報告委員（力石堅太郎君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。農地転用は、申請番号49番の1件です。申請目的は駐車場の整備で、譲受人が経営する店舗の駐車台数が少ないことから、隣地を買受けて、来客用に12台分の駐車場を整備するものです。農地区分につきましては、都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願いいたしまして、報告といたします。以上です。

議長（中野均君）力石委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、申請案件についてのご説明をいたします。25ページでございます。今回の申請は1件でございます。49番の場所は、ヤマヨ十和田店東側道路を交差点から北に250メートル進んだところから、東に120メートル進んだ道路に接した北側になります。株式会社大竹菓子舗本店の東側ということでございます。農地を買受けて12台分の来客用駐車場を整備するというところでございます。以上です。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第48号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（中野均君）以上で、今総会に付議された議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成28年度第8回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。あ

りがとうございました。

委員（竹浦寿広君）議長、その前に一言。

議長（中野均君）はい。

委員（竹浦寿広君）4番、竹浦です。先ほど会長がこの議案に入る前にですね、現地調査委員を2名とありました。我々は常に3名でやってますけども、2名でも良いわけですか。

議長（中野均君）事務局長。

事務局長（野田健治君）その件につきましてお答えします。通常3名ということで、これは任意でございますが、ただし法務局からの照会につきましては、原則3名というのが通達でございます。3名原則ということでございまして、実は当日、調査員が朝方、体調壊したとのご連絡がございまして、急遽の話しだったものですから、代わりの方をお願いできなくて2人で調査したということでございます。今の3名ということに関しましては、通知などさまざま探しましたけども、実際3名でなければならないというような記載はどこにも実は無くて、先ほど申し上げました法務局の照会だけは原則3名というのが農林水産省からの通知ということで出ているもので、そのことずっと今まで3名で利用調整会議等もやってきたという経緯でございます。今回は特別、調査員が不足したということでございます。大変申し訳ございません。以上でございます。

議長（中野均君）私からも大変お詫び申し上げます。本来であれば私が出ていれば調査しなければならないところもありました。岩手県の農業委員会が来て対応しておりましたので、職代以上、私や事務局が視察に対応しておりましたので、出れなかったことをお詫び申し上げます。今後こういうことが無いようにしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。竹浦委員よろしいでしょうか。

委員（竹浦寿広君）はい。

議長（中野均君）以上で、総会を閉会いたします。ありがとうございました。

————— 閉会 午後2時45分 —————